仕 様 書(什器A)

1 品名及び数量

福島県県中建設事務所 什器A (デスクマット・サイドキャビネットほか) 一式

2 納入期限

令和8年3月16日~令和8年3月31日までの期間で 福島県県中建設事務所 が指定する日

3 納入場所

福島県郡山合同庁舎 新庁舎 福島県県中建設事務所

(住所:福島県郡山市南一丁目94番 3階)

4 規 格

別紙「福島県県中建設事務所 什器A 一覧」のとおり

5 その他

(1)納品について

搬入、組み立て、設置に係る費用を入札額に含めること。

(2)物品の色について

色の指定ができる物品については、落札後に 福島県県中建設事務所 と申し合わせること。

(3) 想定品について

想定品は別紙「一覧」のとおりとするが、同等品で応札する場合は、同等であることが分かる 資料、カタログの写しを添付すること。また、**想定品以外の物品で応札しようとする場合は、** 福島県県中建設事務所の確認を受けた提案協議書(第5号様式)を添付すること。

(4)特記事項について

新庁舎敷地内は外構工事施工中のため、納品に当たっては下記事項を遵守し、安全確保に十分 配慮して実施すること。

- ① 搬入時の交通誘導員の配置及び保安機材の設置については、発注者が別途委託する移転計画 策定支援業者が行うこととする。
- ② 搬入は新庁舎西側の「南二丁目一丁目線(郡山市道)」上に車両を一時駐車し、新庁舎西側 サブエントランスから庁舎内へ搬入を行う方法を想定すること。詳細は添付資料「郡山合同庁 舎新庁舎搬入経路図」を参照すること。
- ③ 前項の駐車に当たっては、事前に所轄警察署に対し納品の概ね2週間前までに道路使用許可 に係る申請を行い、許可を得ること。

なお、所轄警察署から道路管理者との事前協議を求められた場合はその対応を含め受注者の 責任において行うこと。

- ④ 道路使用許可の申請に必要となる申請書類の作成、手数料その他これに要する一切の費用については受注者の負担とする。
- ⑤ その他前項までの内容を含め、納品等の作業実施に関する各種事項(作業・搬入等の詳細日時、車両駐車場所、通用口等に関する現場作業に伴うルール等)については、発注者及び、発注者が別途委託する移転計画策定支援業者と打ち合わせすること。
- ⑥ 搬入口(風除室)、廊下、ロビー、エレベーター等の「建物内共用部」については、別途、 移転計画策定支援業者が養生を行う。
- ⑦ 什器備品等の組立は、基本的には設置室内を養生したうえで行うものとする。ただし、物量、その他物品の設置状況等により、室外で行う必要がある場合は1階南側ロビーで行うこと。

1時平面図

1/400(A3) DATE 2023.06

A040

≪補足事項≫

- ① 搬入口(風除室)、廊下、ロビー、エレベーター等の「建物内共用部」については、別途、新庁舎管理業者が養生を行う
- ② 什器備品等の組立は、基本的には設置室内を養生したうえで行うものとする。ただし、物量、その他物品の設置状況等に より、室外で行う必要がある場合は1階南側ロビーで行うこと

